

人事行政の運営等の状況について

(令和 7 年度)

武蔵野市人事課

～ 目 次 ～

I 職員の任免及び競争試験に関する状況 · · · · ·	1
II 職員の職員数に関する状況 · · · · · · · · ·	2
III 職員の人事評価の状況 · · · · · · · · ·	3
IV 職員の給与に関する状況 · · · · · · · ·	4
V 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 · · ·	11
VI 職員の休業の状況 · · · · · · · · ·	11
VII 職員の服務、分限及び懲戒処分の状況 · · ·	12
VIII 職員の退職管理の状況 · · · · · · · ·	12
IX 職員の研修の状況 · · · · · · · ·	13
X 職員の福祉及び利益の保護の状況 · · · · ·	13

◎特に記載のない場合、令和7年4月1日現在（実績はすべて令和6年度）

I 職員の任免及び競争試験に関する状況

（1）新規採用

採用者数	
職種	令和6年度
一般事務	19人
一般技術	7人
保育士	5人
保健師	4人
計	35人

（2）退職者数

退職者数			
定年 (定年年齢61歳)	勧奨 (早期退職制度によるもの)	普通 (自己都合などによるもの)	計
7人	10人	20人	37人

（3）昇任試験

昇任区分		受験者数	合格者数
課長職 * 1	A	一般事務	12人
		一般技術	2人
		その他技術	0人
	B	一般事務	0人
		一般技術	1人
	係長職 * 2		15人
主任職	A	一般事務	15人
		一般技術	5人
		その他技術	1人
	B	一般事務	37人
		一般技術	7人
		その他技術	4人

* 1 A：係長及び課長補佐の職員 B：一定年齢以上の課長補佐の職員

* 2 係長職については、係長職昇任資格認定研修受講者及び修了者の数を記載

（4）降任

健康上の理由や家族の事情などにより、その職責を果たすことが困難な場合、本人の希望により降任させることがあります。

降任区分	人数
係長職→主任職	1人

II 職員の職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位人)

		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		6年	7年		
普通会計部門	議 会	10	12	2	増：育休者への対応
	総務企画	259	250	△ 9	減：業務増への対応の終了、派遣終了
	税 务	60	64	4	増：育休者への対応、休職者への対応
	民 生	234	229	△ 5	減：育休者への対応の終了
	衛 生	78	74	△ 4	減：育休者への対応の終了、業務増対応の終了
	労 働	1	2	1	増：新規派遣
	農林水産	3	2	△ 1	減：業務増対応の終了
	商 工	11	11	0	
	土 木	117	113	△ 4	減：育休者への対応の終了
	小 計	773	757	△ 16	【参考】人口1万人当たり職員数51.0 (類似団体の人口1万人当たりの職員数48.2)
教育部門	教 育 部 門	101	105	4	増：休職者への対応、業務増対応
	小 計	874	862	△ 12	【参考】人口1万人当たり職員数58.1 (類似団体の人口1万人当たりの職員数62.5)
公営事業会計部門	水 道	20	20	0	
	下 水 道	15	16	1	増：育休者への対応
	そ の 他	46	47	1	増：育休者への対応
	小 計	81	83	2	
合 計		955	945	△ 10	【参考】人口1万人当たり職員数63.7
		[876]	[876]	[±0]	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職、事業団派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員などを除きます。

2. []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数 令和 7年	0人	35人	126人	75人	98人	95人	92人	82人	75人	119人	104人	44人	945人
職員数 5年前	0人	42人	76人	103人	100人	94人	85人	83人	134人	110人	94人	27人	948人

(3) 部門別職員数の推移

(各年4月1日現在、単位 人)

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
一般行政	職員数	761	757	762	773	757
	増減	8	△ 4	5	11	△ 16
教育	職員数	109	109	108	101	105
	増減	3	0	△ 1	△ 7	4
公 営 事 業 会 計	職員数	84	84	82	81	83
	増減	△ 5	0	△ 2	△ 1	2
計	職員数	954	950	952	955	945
	増減	6	△ 4	2	3	△ 10

【参考】第9次職員定数適正化計画

市では、業務効率化と公共サービスの質の向上の両立、各課の業務に応じた偏りの是正や増減の調整など、適正な管理を行うために策定した職員定数適正化の計画に基づき、財政援助出資団体への派遣も含め、職員定数を適正な水準に保っていきます。

III 職員の人事評価の状況

効率的・効果的な行政運営と、職員の能力開発・育成を目的に、年1回、職員の人事評価を行っています。評価基準日は毎年2月1日です。

職区分	評価の要素
管理職	①実績評価 ②能力評価
一般職	①実績評価 ②能力評価 ③情意評価

IV 職員の給与に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
6年度	人 148,034	千円 86,350,983	千円 3,980,046	千円 10,447,978	% 12.1	% 12.9

(注) 人件費とは職員給与費のほか、共済費（社会保険料事業主負担分）や、市長、市議会議員などの特別職に支給される報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6年度	人 874	千円 3,203,943	千円 1,247,142	千円 1,615,063	千円 6,066,148

(参考) 1人当たり 給与費 B/A	(参考) 東京都 1人当たり給与費	(参考) 類似団体 1人当たり給与費
千円 6,941	千円 7,894	千円 6,361

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
 2. 職員数は令和6年4月1日現在の人数（公営事業会計職員を除く）です。
 3. 給与費については、暫定再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。
 4. 類似団体1人当たり給与費は、令和5年4月時点での総務省が算定したものです。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
武藏野市	100.8(100.8)	100.4(100.4)	100.4(100.4)	99.9(99.9)
東京都	100.8	100.6	100.5	100.5
類似団体	99.2	98.9	98.6	98.7
全国市平均	98.8	98.7	98.6	98.6

- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2. ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
 3. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4. ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国との給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げおよび地域手当の支給割合の見直しなどに取り組むとされています。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内 容) 東京都の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引き下げを行いました。激変緩和のため、国と同様に3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

② 地域手当の見直し

(支 給 割 合) 平成28年4月1日より、国基準16%に対し、武藏野市においても16%を支給しています。
令和7年4月1日より、国基準16%に対し、武藏野市においては18%を支給しています。

(参考)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国基準による支給割合	16%	16%	16%	16%	16%
武藏野市の支給割合	16%	16%	16%	16%	18%

2 職員の平均給与月額、初任給など

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
武藏野市	41.1歳	330,400円	475,246円	413,895円
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	41.9歳	332,237円	—円	414,480円
類似団体	42.1歳	316,955円	406,373円	367,288円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
武藏野市	59.5歳	9人	301,200円	379,311円	355,833円
うち学校給食員	—歳	1人	—	—	—
うち自動車運転手	—歳	1人	—	—	—
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
類似団体	53.0歳	31人	316,762円	372,923円	354,212円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
武藏野市	—	—	—	—
うち学校給食員	飲食物調理従事者	41.9歳	298,600円	—
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	56.7歳	309,400円	—
東京都	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

(注) 1. 「一般行政職」とは、地方公務員給与実態調査における区分のことで、税務、福祉業務などに従事する職員以外の一般的な事務職員です。

2. 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

3. 「平均給与月額(A)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=超過勤務手当などを除いたもの)で算出しています。

4. 類似団体の数値は、令和6年4月1日時点の数値を記載しています。

5. 民間データは賃金構造基本統計調査(令和3~5年平均)を使用しています。

6. 学校給食員および自動車運転手は該当職員が少数のため、個人情報保護の観点から非公表とします。

(2) 職員の初任給（令和7年4月1日現在）

区分		武藏野市	東京都	国
一般行政職	大学卒	225,500円	225,500円	総合職 230,000円 一般職 220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,386円	390,281円	414,400円	413,013円
	高校卒	—	—	—	342,250円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

(注) 記載のない箇所は当該階層職員がいない、または3名以下です。

3 一般行政職の級別職員数など

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表（令和7年4月1日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長の職務	人 27	% 3.9	円 502,700	円 502,700
4級	課長の職務	人 73	% 10.7	円 303,400	円 462,200
3級	係長もしくは主査または課長補佐の職務	人 183	% 26.7	円 254,800	円 419,300
2級	・主任の職務 ・高度の知識または経験を必要とする業務を行なう職務	人 212	% 30.9	円 235,800	円 364,100
1級	定型的な業務または相当高度の知識もしくは経験を必要とする業務を行う職務	人 190	% 27.7	円 184,100	円 325,800

(注) 1. 武藏野市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2. 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100になりません。

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用	管理職員	一般職員	
イ 人事評価を活用している	○	○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○
上位、標準の区分	—	—	—
標準、下位の区分	—	—	—
標準の区分のみ（一律）	—	—	—
ロ 人事評価を活用していない	—	—	
活用予定期	—	—	

4 職員の手当

(1) 期末手当・勤勉手当（令和6年度実績）

武蔵野市	東京都	国
1人当たり平均支給額 1,903 千円	1人当たり平均支給額 2,053 千円	—
期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.35 月分 (1.975) 月分 (1.775) 月分	期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.35 月分 (1.40) 月分 (1.15) 月分	期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.0) 月分
(職制上の段階、職務の級などによる加算措置) ・職務加算 3~20%	(職制上の段階、職務の級などによる加算措置) ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(職制上の段階、職務の級などによる加算措置) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に適用する支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
上位、標準の成績率	— — — —	— — — —
標準、下位の成績率	— — — —	— — — —
標準の成績率のみ（一律）	— — — —	— — — —
ロ 人事評価を活用していない	— — — —	— — — —
活用予定期間	— — — —	— — — —

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

武蔵野市			東京都				
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年		
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	23.00 月分	23.00 月分		
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	30.50 月分	30.50 月分		
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	43.00 月分	43.00 月分		
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分	最高限度額	43.00 月分	43.00 月分		
加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			
(退職時特別昇給 4号給 公務上死傷病)							
1人当たり 平均支給額	3,913 千円	22,560 千円					

国			
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)		

(注) 1. 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2. 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その他の者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		587,015 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		631,878 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
武藏野市	18 %	929 人

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	37,500 円			
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	2,884 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	0.20 %			
手当の種類（手当数）	4			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
動物死体取扱手当	環境部環境政策課の職員	損傷の著しい動物の死体処理に従事した場合	0円	1件当たり400円
危険業務手当	総務部総務課、財務部施設課、環境部、都市整備部、教育部教育企画課の職員	建設現場その他の高さ10メートル以上の足場の不安定な箇所又はこれに準ずる箇所において、工事監督又は検査を行う業務	0円	日額 230円
	財務部施設課、環境部環境政策課、都市整備部建築指導課、教育部教育企画課の職員	高さ10メートル以上のエレベーターの検査を行う業務		
	総務部総務課、財務部施設課、環境部下水道課、緑のまち推進課、都市整備部、教育部教育企画課の職員	酸素欠乏のおそれのある箇所において、作業又は工事監督を行う業務		
緊急出動手当	全職員	風水、火災、地震等非常時における緊急対策のため出勤し、当該作業に従事した場合	22,500 円	1回当たり 1,500円
変死人取扱手当	健康福祉部の職員	変死人の死体処理に従事した場合	15,000 円	1体当たり 3,000円

(5) 超過勤務手当

支給実績（6年度決算）	492,823 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	585 千円
支給実績（5年度決算）	441,264 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	507 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員など制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) そのほかの手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容および支給単価	国の制度 (市と異なる内容)	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 (課長補佐級以下) 父母等 6,000円 (課長級 3,000円) 子 11,500円 (16~22歳 15,500円)	配偶者 3,000円 父母等 6,500円 子 11,500円 (16~22歳 16,500円)	53,322 千円	207,478 円
住居手当	世帯主またはこれに準ずる者で下記条件をすべて満たす者に15,000円を支給 ・当該年度末35歳未満の者 ・自ら居住するために住宅を借受け、家賃などを負担する者	賃貸住宅支給限度額 28,000円	16,487 千円	179,205 円
通勤手当	(1) 交通機関利用者 運賃相当額（鉄道利用について6ヶ月定期代金を一括支給） (2) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 ※1ヶ月あたりの支給限度額 150,000円	—	97,623 千円	127,279 円
管理職手当	部長級 102,800円 参事級 93,500円 課長級 84,000円 副参事級 75,100円	俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	104,666 千円	1,068,024 円
休日給	勤務1時間当たりの給料等の額×135/100	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	異動に伴う転居など、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活し、二重生活を送る者に30,000円を支給（距離に応じた加算額については当面支給なし） ※距離区分に応じた加算額は国と異なる。	—	0 千円	0 円

(注) 休日給の支給額は超過勤務手當に含まれています。

5 特別職の報酬などの状況（令和7年4月1日）

(円)

区分		給料月額等			
給 料	市長	1,061,000	(参考) 東京都26市における最高／最低額 1,110,000 / 853,000	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,030,000 / 686,000	
	副市長	891,000	940,000 / 740,000	880,000 / 680,000	
	監査委員	721,000	721,000 / 666,000	— / —	
	教育長	834,000	834,000 / 691,000	— / —	
報 酬	議長	690,000	750,000 / 505,000	760,000 / 450,000	
	副議長	612,000	680,000 / 458,000	670,000 / 400,000	
	議員	561,000	610,000 / 435,000	620,000 / 377,000	
期末手当	市長 副市長 監査委員 教育長	(6年度支給割合)	4.85 月分		
	議長 副議長 議員	(6年度支給割合)	4.85 月分		
退職手当	市長 副市長 監査委員 教育長	給料月額×勤続年数×400/100 給料月額×勤続年数×300/100 給料月額×勤続年数×270/100 給料月額×勤続年数×270/100	(1期の手当額) 16,976,000 円 10,692,000 円 7,786,800 円 6,755,400 円	(支給時期) 退職時 退職時 退職時 退職時	

(注) 1. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（市長、副市長および監査委員は4年、教育長は3年）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2. 類似団体の金額は、令和6年4月1日現在のものです。

V 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員は原則として休憩時間を除く1日7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）、週5日勤務です。休日は原則として、土・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）です。土・日曜や夜間などに勤務する職場もあります。

(2) 休暇・休業制度

年次有給休暇に加え、職員の負傷・疾病の療養のための病気休暇、家族などを介護するための介護休暇（無給）、子の養育のための育児休業（無給）などがあります。

種類		日数等
	年次有給休暇	20日（前年繰越分を含め最大40日）
	病気休暇	必要最小限度（同一疾病は引続く90日以内）
休暇	公民権行使等休暇	必要と認められる期間
	妊娠出産休暇	産前7週（多胎妊娠の場合は14週間）、産後9週
	母子保健健診休暇	妊娠中および出産後の一定期間
	妊婦通勤時間	60分／日
	育児時間	90分／日
	出産支援休暇	2日
	育児参加休暇	5日
	子の看護のための休暇	5日／年（中学校就学前の子が2人以上の場合は10日／年）
	短期の介護休暇	5日／年（対象となる要介護者が2人以上の場合は10日／年）
	生理休暇	引続く2日以内
	慶弔休暇	結婚：5日、忌引：関係により1～10日
	災害休暇	必要と認められる期間（7日以内）
	永年勤続休暇	20年勤続：3日、30年勤続：5日
	骨髓液提供等休暇	必要と認められる期間
休業	ボランティア休暇	5日／年
	夏季休暇	5日／年
	介護休暇	引き続く14日以上180日以内
	介護時間	120分／日（3年以内）
休業	育児休業	3歳の誕生日の前日まで
	部分休業	120分／日（小学校就学の始期に達するまで）
	配偶者同行休業	3年を超えない範囲内

VI 職員の休業の状況

(1) 休暇の取得

年次有給休暇	平均取得日数
	16.3日

(2) 育児休業などの利用

	育児休業	部分休業	配偶者同行休業
男	18人（14人）	9人（6人）	0人（0人）
女	55人（21人）	56人（31人）	0人（0人）

（注）（）は令和6年度に新たに取得した者の内数

VII 職員の服務、分限及び懲戒処分の状況

服務とは、地方公務員法第30条により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされ、この根本基準の具体的規定として、同法第31条から第38条に服務上の義務が定められています。

分限処分は、公務能率の維持と公務の適切な運営の確保、懲戒処分は、職員の服務義務違反に対する道義的責任の追及による服務規律と秩序の維持を目的としています。

(注) () 内は対象となった職員数

分限		懲戒	
休職	109件 (31人)	戒告	0件 (0人)
降任	0件 (0人)	減給	0件 (0人)
免職	0件 (0人)	停職	0件 (0人)
		免職	0件 (0人)

VIII 職員の退職管理の状況

職員で管理職であった者は、退職後2年間、管理職として関与していた職務に関する働きかけを禁止されています。また、再就職情報の届出義務があります。

令和6年度に課長職以上で退職した者の再就職状況（対象者9名）

再就職先	人数
再任用・再雇用	3人
財政援助出資団体	2人
再就職しない	3人
そのほか	1人

IX 職員の研修の状況

人材育成基本方針に基づき、「職員研修計画」を策定し、基本研修、特別研修、派遣研修、職場研修、自主研修などを含め、職員の能力と資質および意欲の向上を図るため計画的な人材育成を進めています。

研修区分	受講者数（延べ人数）	備考
市主催基本研修	282人	市が独自に企画・実施する研修
市主催特別研修	1,141人	
派遣研修	265人	東京都市町村職員研修所などへの派遣研修
職場研修	59人	業務上必要な知識の習得を図る研修
自主研修	178人	自己啓発支援

X 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 武蔵野市職員共済会

地方公務員法第42条の規定に基づき職員共済会を設置し、職員の健康増進、その他厚生に関する事業を行っています。これらの事業は職員の会費と市の交付金で運営しています。※会員には一定の条件を満たした会計年度任用職員が含まれています。

職員共済会の運営状況

会費	交付金	公費率	会員数
11,569千円	11,569千円	50.0%	1435人

(2) 公務災害及び通勤災害

公務や通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、一定の補償が行われます。

災害内容	件数
公務災害	7件
通勤災害	6件

(3) 定期健康診断

職員の健康管理のため、毎年健康診断を実施しています。※（）内は暫定再任用職員

区分	人数
定期健康診断	929人（53人）
胃検診	19人（0人）

(4) 公公平委員会

職員の勤務条件に関する措置の要求や、職員に対する不利益処分についての審査請求などを審査し、必要な措置を講ずるための委員会で、本市は東京都市公平委員会の共同設置団体です。

区分	出訴件数	未処理件数	処理件数
措置要求	0件	0件	0件
審査請求	0件	0件	0件
苦情処理	0件	0件	0件